

【別紙二】 大気汚染防止法施行規則及び大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令 新旧対照表

○ 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年環境省令第二十二号）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>（水銀濃度の測定）</p> <p>第十六条の十二 法第十八条の三十の規定による水銀濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 定期測定の結果が前条第一項に規定する排出基準を超えた場合は、通常の操業状態及び排出状況において、イ又はロに規定する期間内に三回以上測定（以下この条において「再測定」という。）を行い、その結果を得ること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>四・五 （略）</p>	<p>（水銀濃度の測定）</p> <p>第十六条の十二 法第十八条の三十の規定による水銀濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 定期測定の結果が別表第三の三の下欄に掲げる排出基準を超えた場合は、通常の操業状態及び排出状況において、イ又はロに規定する期間内に三回以上測定（以下この条において「再測定」という。）を行い、その結果を得ること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>四・五 （略）</p>

様式第三の五 別紙一・二 (略)
 様式第三の五 別紙三

別紙 3

水銀等の処理の方法

水銀等の処理施設の工場又は事業場における施設番号						
処理に係る水銀排出施設の工場又は事業場における施設番号						
水銀等の処理施設の種別、名称及び型式						
設置年	年 月 日					
着手予定年	年 月 日					
使用開始予定年	年 月 日					
処 理 能 力	排出ガス量 (Nm ³ /h)	廻り	最大	通常	最大	通常
	排出ガス温度 (℃)	処理前				
		処理後				
	排出ガス中の濃率 (%)	処理前				
		処理後				
	水銀濃度 (μg/Nm ³)	ガス状	処理前			
		水銀	処理後			
	捕集効率 (%)	ガス状	処理前			
		水銀	処理後			
	使用状況	1 日の使用回数	時～	時	時～	時
使用日数		回/日	回/日	回/日	回/日	

備考 1 水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設（集じん機等）について、記載すること。
 2 取除率出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用開始の月日及び使用開始予定年月日の欄に、変更開始の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
 3 水銀濃度は、排出ガス中の濃度とする。また、これを記入した欄にも添付すること。
 4 水銀濃度は、ガス状の水銀と水銀とを区別して記載すること。
 5 水銀濃度は、重量比であり、重量比換算係数13.4による換算値の記入を要する場合は、当該換算係数及び換算方法を添付することを要しない。また、当該換算係数及び換算方法を添付することである。

様式第三の五 別紙一・二 (略)
 様式第三の五 別紙三

別紙 3

水銀等の処理の方法

水銀等の処理施設の工場又は事業場における施設番号						
処理に係る水銀排出施設の工場又は事業場における施設番号						
水銀等の処理施設の種別、名称及び型式						
設置年	年 月 日					
着手予定年	年 月 日					
使用開始予定年	年 月 日					
処 理 能 力	排出ガス量 (Nm ³ /h)	廻り	最大	通常	最大	通常
	排出ガス温度 (℃)	処理前				
		処理後				
	排出ガス中の濃率 (%)	処理前				
		処理後				
	水銀濃度 (μg/Nm ³)	ガス状	処理前			
		水銀	処理後			
	捕集効率 (%)	ガス状	処理前			
		水銀	処理後			
	使用状況	1 日の使用回数	時～	時	時～	時
使用日数		回/日	回/日	回/日	回/日	

備考 1 水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設（集じん機等）について、記載すること。
 2 取除率出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用開始の月日及び使用開始予定年月日の欄に、変更開始の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
 3 水銀濃度は、排出ガス中の濃度とする。また、これを記入した欄にも添付すること。
 4 水銀濃度は、重量比であり、重量比換算係数13.4による換算値の記入を要する場合は、当該換算係数及び換算方法を添付することを要しない。また、当該換算係数及び換算方法を添付することである。

様式第六

承 継 届 出 書

年 月 日

都道府県知事 殿
市

氏名又は名称及び住所並びに
印
届出者
法人にあつてはその代表者の
氏名

ばい菌発生施設(揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設)に係る届出者の地位を承継したので、大気汚染防止法第12条第3項(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第15条の31第2項において適用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい菌発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設	※整理番号	
工場又は事業場の名称	※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地	※施設番号	
施設の種類		
施設の設置場所		
承継の年月日	年 月 日	
氏名又は名称	※備考	
承継住		
承継の理由		

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することによって、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。
4 ばい菌発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するものを記載すること。

様式第六

承 継 届 出 書

年 月 日

都道府県知事 殿
市

氏名又は名称及び住所並びに
印
届出者
法人にあつてはその代表者の
氏名

ばい菌発生施設(揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設)に係る届出者の地位を承継したので、大気汚染防止法第12条第3項(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第15条の31第2項において適用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい菌発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設	※整理番号	
工場又は事業場の名称	※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地	※施設番号	
施設の種類		
施設の設置場所		
承継の年月日	年 月 日	
氏名又は名称	※備考	
承継住		
承継の理由		

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することによって、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。
4 ばい菌発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するものを記載すること。

様式第七の二

様式第七の2 (第16条の12関係) 水銀濃度測定記録表
 水銀排出施設の種類及び工場又は事業場における施設番号
 測定者の氏名
 測定箇所

	測定単位	測定値	測定年月日及び時刻 (開始時刻～終了時刻)	備 考
全 水 銀	(μg/N m ³)			
ガ ス	(μg/N m ³)			
状 水 銀	(μg/N m ³)			
水 銀 総濃度	(%)			
顆 子	(μg/N m ³)			
状 水 銀	(μg/N m ³)			
水 銀 総濃度	(%)			

備考 1 Csの欄には別添第3の3に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄には別添第3の3の欄に掲げる式により算出された数値を記載すること。
 2 ガス状水銀とは排ガス中に気体として存在する水銀及びその化合物の総称であり、粒子状水銀とは排ガス中のダストに含まれる水銀及びその化合物の総称である。ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度を測定し、合計した値を全水銀の欄に記載すること。
 3 総濃度の欄には、測定を行った時の排出ガスの総量の濃度を記載すること。
 4 ガス状水銀及び粒子状水銀の試料採取は、可能な限り同じ開始時間とするこ

様式第七の二

様式第七の2 (第16条の12関係) 水銀濃度測定記録表
 水銀排出施設の種類及び工場又は事業場における施設番号
 測定者の氏名
 測定箇所

	測定単位	測定値	測定年月日及び時刻 (開始時刻～終了時刻)	備 考
全 水 銀	(μg/N m ³)			
ガ ス	(μg/N m ³)			
状 水 銀	(μg/N m ³)			
水 銀 総濃度	(%)			
顆 子	(μg/N m ³)			
状 水 銀	(μg/N m ³)			
水 銀 総濃度	(%)			

備考 1 Csの欄には別添第3の3に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄には別添第3の3の欄に掲げる式により算出された数値を記載すること。
 2 ガス状水銀とは排ガス中に気体として存在する水銀及びその化合物の総称であり、粒子状水銀とは排ガス中のダストに含まれる水銀及びその化合物の総称である。ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度を測定し、合計した値を全水銀の欄に記載すること。
 3 総濃度の欄には、測定を行った時の排出ガスの総量の濃度を記載すること。
 4 ガス状水銀及び粒子状水銀の試料採取は、可能な限り同じ開始時間とするこ